

平成 21 年 3 月 11 日

各 位

会 社 名：セイコーエプソン株式会社
代表者名：代表取締役社長 碓井 稔
(コード番号：6724 東証第一部)
問合せ先：経営企画管理部
主管部長 小口 智生
TEL：0266 (52) 3131 (代表)

当社子会社であるエプソントヨコム株式会社株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

セイコーエプソン株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 3 月 11 日開催の取締役会において、下記のとおりエプソントヨコム株式会社（コード番号：6708 東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の発行済株式総数の66.69%（125,352,941株。なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、このたび、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得する公開買付けを実施いたします。

なお、対象者は、本日開催された取締役会において本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとの報告を受けておりますが、詳細は本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社グループ（当社並びに当社の連結子会社並びに持分法適用の子会社及び関連会社をいいます。）は、情報関連機器（プリンタ・液晶プロジェクター・PC等）、電子デバイス（中・小型液晶ディスプレイ・水晶振動子・CMOS LSI等）、精密機器（ウォッチ・ウォッチムーブメント・プラスチック眼鏡レンズ・水平多関節型ロボット等）などの開発、製造、販売を主な事業とし、当社及び当社と一体となった国内外の製造・販売関係会社（連結子会社97社、非連結子会社のうち持分法適用会社2社、及び持分法適用関連会社5社）によってグローバルな事業展開を行っております。

当社は、このたび、現状の経営環境等の大きな変化に対応しつつ、今後の事業成長を達成するための指針として、長期ビジョン「SE15」を策定しました。その中で、当社グループの強みである「省・小・精の技術」を究め、お客様の求める価値を実現することにより強い事業の集合体となり、世界中のあらゆるお客様に感動していただける製品・サービスを創り・作り、お届けす

ることを目指しています。

一方、対象者は、「EPSON TOYOCOM」ブランドの水晶関連デバイスの製造・販売を主な事業とし、水晶デバイス業界のリーディングカンパニーとして、連結子会社7社と共にグローバルに事業展開し、当社グループの水晶関連デバイスの事業主体としての役割を担っております。

対象者は、明治24年に吉村商会として通信機器類の製造販売として創業し、昭和13年に通信機器及び水晶デバイス機器の製造販売を行なう東洋通信機株式会社として設立されました。その後、戦後の経済発展と共に官需主体の通信機器関連ビジネスで成長し、昭和36年に東京証券取引所第二部に上場、昭和46年には東京証券取引所第一部に指定され、販売対象を民間にも広げ、券売機事業にも進出して、通信機器事業並びに水晶デバイス事業の拡大に努めてまいりました。しかしながら対象者は、平成12年前後のITバブル崩壊に伴い業績が低迷し、その事業構造改革の一環として、平成16年に防衛事業及び無線機器事業を、平成17年に券売機事業等を分離、譲渡し、水晶デバイス事業専業の会社となりました。その後対象者は、水晶デバイス事業を強化し業界のリーディングカンパニーとなるべく、平成17年10月に当社から分社化された水晶デバイス事業と分社型吸収分割により事業を統合し、エプソントヨコム株式会社に社名を変更して当社の連結子会社となり、現在に至っています。しかしながら、平成20年後半米国のサブプライム問題に端を発した金融危機による未曾有の世界経済の混乱の影響を受け、業績の建て直しと将来の成長に向けた更なる事業基盤の強化が急務になっています。

現在の当社グループを取り巻く事業環境につきましては、デジタル化の進展による参入障壁の低下がもたらした競争激化や、商品・技術の成熟化により差別化がますます困難になるなかで、熾烈な価格競争あるいは商品の短サイクル化などが進行し、さらに平成20年後半より前述の深刻な世界経済の混乱が追い討ちをかけ、非常に厳しい状況にあり、対象者同様業績の建て直しとデバイス事業全体の構造改革が急務となっています。このような厳しい事業環境を勝ち抜き、当社グループの今後の更なる成長を実現するためには、グループ経営戦略に沿った迅速かつ確かな意思決定とその実行によって、グループ経営体質を強化していくことが必要不可欠となります。当社は、水晶デバイス業界でトップシェアを有する対象者の水晶デバイス事業を、当社グループのデバイス事業の今後の核として、当社の半導体事業との連携を強化し、半導体事業の持つシステム力を活用しながら、独創のマイクロセンシングテクノロジーをコアとして、センサーをはじめとする多様な水晶関連デバイスのアプリケーションに活かし入出力機器まで視野に入れたモジュールビジネスを展開します。更に今後の水晶デバイス業界における合従連衡も想定しながら、業界のNO.1ポジションを確固たるものにし、当社グループデバイス事業の基盤を強化していく予定であります。これを実現するためには、対象者グループと当社グループの経営資源をより緊密に連携させることが必要となります。

当社としましては、本公開買付け及びその後に予定している株式交換により対象者を完全子会社化し資本関係をより強固なものとすることで、有効に経営資源を投入し必要な施策を推進していくことが可能となります。その結果、当社グループの経営のスピードを向上させるとともに更なる効率化の実現により、当社グループの総合力を高め、経営基盤の強化及び企業価値の最大化が可能となることから、当社にとって、対象者の完全子会社化が最善の選択であるものと判断いたしました。

一方、対象者にとりましては、今後中長期的にはデジタル機器市場の拡大及びそれらの機器の多機能化に伴う水晶関連デバイス需要の増加が見込まれるものの、短期的には為替や世界経済の動向の不透明感、原材料価格の変動、製品価格競争の激化など、引き続き予断を許さない状況が続くことが予想され、超小型と高精度の両立が要求される市場動向のもと、対象者の強みとするフォトエッチング加工などの微細加工技術による超小型、高精度、高品質かつコスト競争力のある製品の製品力を一層強化することが不可欠であると当社は認識しております。更に、対象者においては、携帯電話関連ビジネスに依存する体質から脱却し、今後市場拡大が見込めるセンサーモジュール等を中心に多彩なアプリケーションを展開して、今後想定される水晶デバイス業界再編の後においてもリーディングカンパニーとしての地位を維持、強化していくことが必要であり、

また、顧客への供給責任と生産リスクの分散を視野にいれたグローバルな生産体制を実現すべく、適切な設備投資を行うとともに各生産拠点の役割に応じたリソースの再配置による生産の効率化を推進することも必要であると当社は認識しております。

このような事業環境のもと、当社は、現在の事業形態で対象者グループが独自に技術力や商品開発力、生産性を高めるには限界があり、対象者が当社の完全子会社となることによって、対象者グループは、当社グループ内において、より柔軟かつ機動的に事業基盤を強化するとともに、安定的な事業運営に専念することができ、上記のような更なる技術・商品開発及び適時・適切な設備投資とリソースの再配置による生産の効率性向上を実現し、最終的には対象者の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに持続的な利益を提供する好機になるものと考えております。

なお、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者の従業員及びブランド等につきましては維持継続する方針です。当社は、対象者の完全子会社化を完了した後は、対象者グループが当社グループの半導体事業との連携強化を図って開発力、商品力を強化するとともに、技術、ノウハウ、生産設備、生産方式などの経営資源を有効活用することにより、シナジーを実現しより効率的かつ機動的な事業オペレーション体制を構築できるよう、対象者の経営を行ってまいります。これらの施策により、対象者グループの事業体質及び経営基盤の強化を行ない、対象者グループ、ひいては当社グループ全体の企業価値の最大化を図っていきたいと考えております。

以上の経緯により、当社は、本公開買付け及び下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の方法により、当社が対象者を完全子会社化することを対象者に提案いたしました。

そして、当社及び対象者双方において、慎重に協議、交渉及び検討を重ねた後、当社は、本公開買付けの実施を決定いたしました。当社は、対象者取締役らを交渉担当者とする複数回の面談等により、対象者との協議及び交渉を行ってまいりました。対象者との協議及び交渉においては、対象者の交渉を担当した取締役3名のうち1名は、当社の出身者であります。現在当社の役職員ではなく、かつ現時点において将来当社の役職員となる予定はありません。また、当該取締役のうち1名は、現在当社の従業員であります。なお、対象者が意思決定の公正性を担保するために採用している措置については、本日公表予定の対象者の適時開示をご参照下さい。

また、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者グループを含めた当社グループ内における経営資源の最適配分及びそれによる当社グループ全体の企業価値の最大化の観点から、当社グループと対象者グループとのさらなる関係強化を図りつつ、当社グループ内外における再編を含むあらゆる可能性も視野に入れ、その時々における最善の施策を継続的に検討し、実施していく所存です。

なお、上記各施策の決定及び実行にあたって、適時開示の必要が生じた場合には、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程に従い、適切に情報開示をいたします。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置

当社は、下記「2 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」に記載のとおり、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の公正性を担保することを目的として、買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるメリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ」といいます。）から平成21年3月11日に提出された株式価値算定書を参考にいたしました（なお、メリルリンチからは一定の前提条件のもとに買付価格の当社にとっての公正性に関する意見を取得しております。）。メリルリンチは、対象者の市場株価の動向及び業績の内容や予想等を勘案し、市場株価平均法、類似上場企業比較法、DCF法による評価を実施しました（なお、当社の依頼を受けて対象者の株式価値の算定を行ったメリルリンチから、分析の前提条件・免責事項等に関して補足説明を受けております。その詳細は、

下記「4. その他」の「(3) 株式価値評価の分析に関する前提条件・免責事項等について」の記載をご参照下さい。)。それぞれの手法によって算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

- (a) 市場株価平均法では157円から193円
- (b) 類似上場企業比較法では194円から295円
- (c) DCF法では238円から363円

当社は、以上の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映したDCF法による算定結果を重視し、かかる算定結果の範囲を参考として検討を行いました。その上で、対象者の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例における公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例に加え、本公開買付けが当社の1株当たり利益に与える影響、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、更に対象者との協議、交渉結果等も踏まえ慎重に検討を進めた結果、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり285円とすることが妥当であると判断し、これを買付価格として決定いたしました。なお、本公開買付けにおける買付価格は、東京証券取引所における対象者の普通株式の平成21年3月10日（以下「直近日」といいます。）の終値の157円に対して81.53%（小数点以下第三位四捨五入）、直近日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値156円（小数点以下四捨五入）に対して82.69%（小数点以下第三位四捨五入）、直近日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値165円（小数点以下四捨五入）に対して72.73%（小数点以下第三位四捨五入）、直近日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値189円（小数点以下四捨五入）に対して50.79%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当します。

なお、対象者の買付け価格の公正性を担保するための措置については、本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。また、対象者は、本日開催の取締役会において、平成21年3月末日を基準日とする期末配当を実施しない旨決議したとの報告を受けておりますが（下記「4. その他」、「(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報」、「(Ⅱ) 対象者の平成21年3月期の業績予想及び期末配当予想の修正について」の「②平成21年3月期期末配当予想の修正」の記載をご参照下さい。）、詳細は本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

以上に加え、当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）を比較的長期間である30営業日に設定することにより、他の買付者による買付けの機会を確保するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けの応募の適切な判断機会を提供しております。また、当社と対象者との間で、対象者株式の買付けについて、他の買付者の出現及び遂行を阻害するような合意は存在しておりません。このように、第三者からの買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの買付価格の適正性を客観的にも担保しています。

(4) 利益相反を回避するための措置

当社と当社の連結子会社である対象者の間の利益相反を回避するための措置として、当社と対象者はそれぞれ別個に、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得し、それを参考に当社は本公開買付けの買付価格を決定し、対象者は本公開買付けに対する賛同等に関する判断をしております。

なお、対象者の利益相反を回避するための措置については、本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、本公開買付けにおいて、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておらず、応

募株券等の全部の買付け等を行います。

上記「(1) 本公開買付けの概要」及び「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」に記載のとおり、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを企図しておりますが、本公開買付けにより当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除いた対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合、当社は、本公開買付け後に、対象者との間で、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、対象者の株主に対して対象者株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、対象者の発行済株式の全てを取得することを予定しております。本株式交換においては、対象者の株主（ただし、当社を除きます。）が所有する対象者株式の対価として当社の株式を交付することを予定しており、本公開買付けに応募されなかった対象者株式を含む対象者の全株式（ただし、当社が保有している対象者株式を除きます。）は全て当社の株式と交換され、当社の株式1株以上を割り当てられた対象者の株主は、当社の株主になります。なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、当社における株主総会の承認決議を経ずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第784条第1項に定める略式株式交換により、対象者における株主総会の承認決議を経ずに実施される可能性があります。本株式交換が対象者における株主総会の承認決議を経て行われる場合には、当社は、平成21年3月末を基準日とし、同年6月に開催される予定の定時株主総会において、本株式交換の承認議案を上程するよう対象者に要請する予定です。

なお、当社は、本株式交換が対象者における株主総会の承認決議を経ずに実施される場合には本株式交換の効力発生日を平成21年6月1日とし、本株式交換が対象者における株主総会の承認決議を経て実施される場合には本株式交換の効力発生日を平成21年8月1日とするよう対象者に要請する予定です。また、当社は、本株式交換において、対象者の株主が所有する対象者株式の対価として当社の普通株式（ただし、当社の1株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金の分配となります。以下、本段落において同じです。）を交付することを予定しておりますが、本株式交換が対象者における株主総会の承認決議を経て実施される場合であり、かつ本公開買付けの開始後に判明する対象者における米国人株主の保有割合（米国証券法に従い算定されます。）が10%を超える場合には、本株式交換の対価は現金とする予定です。本株式交換の対価を現金とする場合、対象者の普通株式1株に対して交付される現金の額は、本公開買付けの対象者の普通株式の買付価格と同一の価格とする予定です。本株式交換の対価を当社の普通株式とする場合、本公開買付けの対象者の普通株式の買付価格を本株式交換に係る株式交換契約締結時点における当社の普通株式の市場価格で除した数の当社の普通株式を、対象者の株主が保有する対象者の普通株式1株に対し交付することを予定しておりますが、本公開買付けの開始後本株式交換契約の締結までの間に発生した対象者の財政状態及び業績の重大な変動等の特段の事情が生じた場合には、本公開買付けの買付価格と異なる可能性があります。

本株式交換については、本株式交換に反対する対象者の株主が会社法第785条その他関連法令の定めに従い、対象者に対して株式買取請求権を有する場合があります。当社は、かかる株式買取請求の行使に対して交付される金銭の額を本公開買付けの対象者の普通株式の買付価格と同額とするよう対象者に要請する予定ですが、株式買取請求権を行使した場合の1株当たりの買取価格は、最終的に裁判所の判断に依拠するものであるため、本公開買付けの買付価格又は本株式交換に際して対象者の株主が受け取る対価の経済的価値と異なる可能性があります。本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求にかかる税務上の取扱い等については、対象者の株主の皆様が、自らの責任において、各自の税務アドバイザー等にご確認いただきますようお願いいたします。

本株式交換の具体的な日程等の詳細につきましては、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

(6) 対象者株式が上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は本公開買付け終了後に、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載する手続に従って、公開買付者が、対象者の発行済株式総数（対象者の自己株式を除きます。）の全てを所有することが予定されておりますので、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続を経て上場廃止になる見込です。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商 号	エプソントヨコム株式会社	
② 事 業 内 容	水晶振動子、水晶応用製品、SAW デバイス及び光デバイス等の水晶関連製品の製造、販売	
③ 設 立 年 月 日	昭和 13 年 11 月 15 日	
④ 本 店 所 在 地	東京都日野市日野 421-8	
⑤ 代表者の役職・氏名	取締役社長 宮澤 要	
⑥ 資 本 金 (平成 20 年 9 月 30 日現在)	12,266 百万円	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 20 年 9 月 30 日現在)	当社	66.69%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.03%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 4G)	0.68%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.66%
	資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	0.49%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 4)	0.39%
	ユニオン バンケ プリベ ルクセンブルグ エスエー 497200 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	0.37%
	ジェービーエムシーエヌエイアイティーエスロンドンクライ アンツアカウントモルガンスタンレイアンドカンパニーイン ターナショナル (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決 済業務室)	0.37%
	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決 済業務室)	0.36%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再 信託分・アンリツ株式会社退職給付信託口)	0.31%

⑧ 買付者と対象者の関係等	資 本 関 係	当社は、平成 20 年 9 月 30 日現在、対象者の普通株式 125,352,941 株（対象者の発行済み株式総数の 66.69%）を所有しております。
	人 的 関 係	当社の業務執行役員 1 名及び当社の従業員 7 名が対象者の取締役及び監査役に就任しています。
	取 引 関 係	・当社による対象者製品の仕入れ ・対象者への当社製品の販売 また、当社グループと対象者との間には以下の取引関係があります。 ・対象者から当社グループの製造子会社への製造委託、業務委託 ・対象者による当社グループの海外販売会社を通じた販売活動
	関連当事者への該当状況	対象者は当社の連結子会社であるため、関連当事者に該当いたします。

（２）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 3 月 12 日（木曜）から平成 21 年 4 月 23 日（木曜）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（３）買付け等の価格 1 株につき金 285 円

（４）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、フィナンシャル・アドバイザーであるメルルリンチに対し、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値の算定を依頼しました。メルルリンチは、対象者の市場株価の動向及び業績の内容や予想等を勘案し、市場株価平均法、類似上場企業比較法及び DCF 法による評価を実施しました（なお、当社の依頼を受けて対象者の株式価値の算定を行ったメルルリンチから、分析の前提条件・免責事項等に関して補足説明を受けております。その詳細は、本プレスリリース末尾の記載をご参照下さい。）。それぞれの手法によって算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

（a）市場株価平均法 157円～193円

市場株価平均法では、平成21年3月6日を基準日とした、東京証券取引所第一部における対象者普通株式の、過去6ヶ月間の終値の平均値、過去3ヶ月間の終値の平均値、過去1ヶ月間の終値の平均値及び基準日の終値を基礎として、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は、157円～193円と算定されました。

（b）類似上場企業比較法 194円～295円

類似上場企業比較法とは、対象者と類似した事業を営む上場企業の市場株価及び財務指

標から導出された値をもとに、対象者の株式価値を算定する手法であり、これにより対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は、194円～295円と算定されました。

(c) DCF法 238円～363円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画等を前提として、対象者が将来において創出するフリー・キャッシュフローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引くことで、対象者の事業価値及び株式価値を算定する手法であり、これにより対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は、238円～363円と算定されました。

当社は、以上の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映したDCF法による算定結果を重視し、かかる算定結果の範囲を参考として検討を行いました。その上で、対象者の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例における公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例に加え、本公開買付けが当社の1株当たり利益に与える影響、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、更に対象者との協議、交渉結果等も踏まえ慎重に検討を進めた結果、本公開買付けにおける買付け価格を1株当たり285円とすることが妥当であると判断し、これを買付け価格として決定いたしました。なお、本公開買付けにおける買付け価格は、東京証券取引所における対象者の普通株式の平成21年3月10日（以下「直近日」といいます。）の終値の157円に対して81.53%（小数点以下第三位四捨五入）、直近日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値156円（小数点以下四捨五入）に対して82.69%（小数点以下第三位四捨五入）、直近日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値165円（小数点以下四捨五入）に対して72.73%（小数点以下第三位四捨五入）、直近日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値189円（小数点以下四捨五入）に対して50.79%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当します。

② 算定の経緯

当社グループでは、厳しい事業環境を勝ち抜き、当社グループの今後の更なる成長を実現するためには、グループ経営戦略に沿った迅速かつ的確な意思決定とその実行によって、グループ経営体質を強化していくことが必要不可欠と考えております。当社は、水晶デバイス業界でトップシェアの対象者の水晶デバイス事業を当社グループのデバイス事業の今後の核として、当社の半導体事業との連携により、デバイス事業の基盤を強化していく予定であります。これを実現するためには、対象者グループと当社グループの経営資源をより緊密に連携させることが必要となります。そこで、当社としましては、本公開買付け及びその後に予定している株式交換により対象者を完全子会社化し、資本関係をより強固なものとすることで、有効な経営資源を投入し、必要な施策を迅速に推進していくことが可能となります。

対象者の完全子会社化の実行を検討するにあたり、当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付け価格の算定を開始するにあたり、フィナンシャル・アドバイザーとしてメルリンチを選任し、平成20年10月頃に、買付け価格の決定の参考資料として対象者の株式価値の算定を依頼しました。メルリンチは、対象者の市場株価の動向及び業績の内容や予想等を勘案し、市場株価平均法、類似上場企業比較法及びDCF法による評価を実施し、当社は、メルリンチから平成21年3月11日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました（なお、当社の依頼を受けて対象者の株式価値の算定を行ったメルリンチから、分析の前提条件・免責事項等に関して補足説明を受けております。その詳細は、本プレスリリース末尾の記載をご参照下さい。）。それぞれの手法によって算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

・市場株価平均法 157円～193円

- ・類似上場企業比較法 194円～295円
- ・DCF法 238円～363円

また、当社は、第三者の専門家の協力を得た上で、平成20年12月から平成21年1月にかけて、対象者の事業・財務状況等について、デュー・ディリジェンスを行いました。以上の経緯を経て、当社は、フィナンシャル・アドバイザーであるメリルリンチの助言も得ながら、以上の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映したDCF法による算定結果を重視し、かかる算定結果の範囲を参考として検討を行いました。その上で、対象者の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例における公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、本公開買付けが当社の1株当たり利益に与える影響、対象者に関するデュー・ディリジェンスの結果等を勘案し買付け価格の検討を進めて参りました。更には、対象者との協議・交渉結果等を踏まえ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した結果、本公開買付けにおける買付け価格を1株当たり285円とすることが妥当であると判断し、平成21年3月11日開催の当社取締役会において当該価格を買付け価格として決定いたしました。なお、平成21年3月11日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに対する賛同決議がなされたとの報告を受けておりますが、詳細は本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

なお、対象者の買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置については、本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

③ 算定機関との関係

メリルリンチは、当社及び対象者の関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付け予定の株券等の数

買付け予定数	買付け予定数の下限	買付け予定数の上限
62,286,097 (株)	— (株)	— (株)

- (注1) 本公開買付けでは、買付け予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおける公開買付け者が取得する株券等の数の最大数は、対象者の平成21年2月6日提出の第85期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数(187,952,054株)から平成20年12月31日現在の対象者の保有する自己株式(313,016株)及び本日現在における公開買付け者が保有する株式(125,352,941株)を控除した株式数(62,286,097株)です。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	125,352 個	(買付け等前における株券等所有割合 66.69%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	10 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.01%)
買付け予定の株券等に係る議決権の数	62,286 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	187,027 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(62,286,097株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が保有する自己株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 本公開買付けにおいては、特別関係者の所有株式(ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。)についても対象としており、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、「買付予定の株券等に係る議決権の数」に含まれているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算していません。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成21年2月6日提出の第85期第3四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主等の議決権の個数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数(187,952,054株)から平成20年12月31日現在の対象者の保有する自己株式(313,016株)を控除した187,639,038株に係る議決権の数(187,639個)を、「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しています。
- (注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 17,751 百万円

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

- ② 決済の開始日
平成21年4月28日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

- ① 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

公開買付者は、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。公開買付者は応募株券等の全部を買付けます。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、解除書面（公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

（その他新光証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日 平成 21 年 3 月 12 日（木曜日）

(11) 公開買付代理人 新光証券株式会社
東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる当社の平成 21 年 3 月期の業績予想に与える影響はありません。なお、当社の業績予想の修正については、下記「4 その他」、「(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報」の「(I) 当社の平成 21 年 3 月期の業績予想及び配当予想の修正について」をご参照下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

①公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成21年3月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行ったとの報告を受けております。詳細は、本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

②本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程については、上記「1 買付け等の目的」の「(2)本公開買付の実施を決定するに至った意思決定の過程」に記載のとおりです。

③買付価格の公正性を担保するための措置

公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容については、上記「1 買付け等の目的」の「(3)買付価格の公正性を担保するための措置」に記載のとおりです。

④利益相反を回避するための措置

公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容については、上記「1 買付け等の目的」の「(4)利益相反を回避する措置」に記載のとおりです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

(I) 当社の平成21年3月期の業績予想及び配当予想の修正について

当社は平成21年3月11日に、東京証券取引所において、「業績予想及び配当予想の修正並びに特別損失等の計上に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく当社の業績予想及び配当予想の修正の概要は以下のとおりです。

①平成21年3月期の業績予想数値の修正

(i)平成21年3月期 通期連結業績予想数値の修正（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
前回公表予想（A）	百万円 1,138,000	百万円 6,000	百万円 13,000	百万円 △4,000	円 銭 △20.37
今回修正予想（B）	1,138,000	6,000	13,000	△100,000	△509.26
増減額（B－A）	—	—	—	△96,000	—
増減率（%）	—	—	—	—	—
（ご参考）前期実績 （平成20年3月期）	1,347,841	57,577	63,263	19,093	97.24

(ii)修正の理由

当期純利益につきましては、電子デバイス事業において、事業構造改善費用及び減損損失等合わせて計662億円を特別損失として追加計上する見込みであるほか、業績悪化に伴う繰延税金資産の取り崩し等により、法人税等が270億円増加する見込であり、前回予想に対し損失の拡大が見込まれるため、予想を修正致します。

なお、通期の為替レートは、1米ドル100円、1ユーロ142円を前提としております。

②平成21年3月期期末配当予想の修正

(i) 期末配当予想の修正

基準日	1株当たり配当金		
	第2四半期末	期末	年間
前回公表予想	—	19円	38円
今回修正予想	—	7円	26円
当期実績	19円	—	—
(ご参考) 前期(平成20年3月期) 実績	16円	16円	32円

(ii) 修正の理由

当社は、安定配当を基本としたうえで、中長期的に連結配当性向30%を継続的に実現するという基本方針のもと、中間配当については当初予想どおりに1株当たり19円の配当を実施いたしました。

しかしながら、上記のとおり今期の最終利益が大幅な赤字となる見通しであるとともに、来期以降も厳しい事業環境が継続すると見込まれるため、期末配当については従来予想の1株当たり19円から7円に変更させていただく予定です。

(II) 対象者の平成21年3月期の業績予想及び期末配当予想の修正について

対象者は平成21年3月11日に、東京証券取引所において、「特別損失の発生及び業績予想の修正に関するお知らせ」及び「平成21年3月期期末配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の業績予想の修正及び期末配当予想の修正の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。

①平成21年3月期の連結業績予想数値の修正

(i) 平成21年3月期 通期連結業績予想数値の修正(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
前回発表予想(A)	百万円 78,000	百万円 △3,200	百万円 △2,600	百万円 △2,700	円 銭 △14.38
今回修正予想(B)	78,000	△3,200	△2,600	△13,400	△71.43
増減額(B-A)	0	0	0	△10,700	—
増減率(%)	—	—	—	—	—
(ご参考) 前期実績 (平成20年3月期)	96,709	8,024	12,584	8,428	46.33

(ii) 修正の理由

固定資産の減損損失の発生により、前回公表いたしました業績予想に対し、繰延税金資産の見直しも含めまして、当期純利益の減少が見込まれます。

②平成21年3月期期末配当予想の修正

(i) 期末配当予想の修正

	1株当たり配当金		
(基準日)	第2四半期末	期末	年間
前回予想発表 (平成20年4月28日)	5円	5円	10円
今回修正予想	—	0円	5円
当期実績	5円	—	—
前期(平成20年3月期)実績	5円	5円	10円

(ii) 修正理由

対象者においては、平成21年3月11日に公表いたしました「特別損失の発生及び業績予想の修正に関するお知らせ」によるとおり、経営環境の著しい悪化による減損損失の計上により、当期純利益の大幅な減少が予想されます。

対象者はこれまで対象者株主への利益還元の維持・向上を基本方針として位置づけ、継続して経営の改善と効率化推進により適正利潤の確保に努め、加えて経営基盤を強化するための内部留保の増強を図ってまいりましたが、上記の理由により平成21年3月期の配当予想を修正し、無配とすることを決議いたしました。

(3) 株式価値評価の分析に関する前提条件・免責事項等について

当社の依頼を受けて対象者の株式価値評価の分析を行ったメリルリンチから、分析の前提条件・免責事項等に関して以下の補足説明を受けております。

メリルリンチの株式価値算定書及び意見書は、当社の取締役会が本公開買付けにおける買付価格の検討において使用するためにその便宜のためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的において使用されてはなりません。

メリルリンチの株式価値算定書に記載される株式価値分析(以下「本分析」といいます。)は、対象者の直近3事業年度の有価証券報告書その他対象者に関する公表されている事業及び財務についての情報であって、メリルリンチがメリルリンチの見解を形成するにあたり必要と判断した情報、並びに、対象者の事業、収益、キャッシュ・フロー、資産、負債及び事業計画等の見通し等に関する当社及び対象者がメリルリンチに提供した情報(財務予測を含みます。)に基づいています。

本分析を作成するにあたっては、メリルリンチは、メリルリンチに提供その他の方法でメリルリンチの縦覧に供され、メリルリンチと協議され、メリルリンチにより若しくはメリルリンチのために検討され、又は公開されているあらゆる情報が全て正確かつ完全であることを前提とし、その正確性及び完全性に依拠しており、メリルリンチは、かかる情報を自ら独自に検証する責任を負っておらず、対象者及びその関係会社のいかなる資産又は負債についても独立した鑑定又は評価を行っておらず、かかる鑑定又は評価を提供されていません。メリルリンチは、破産、支払不能又はこれら

に類似する事項に関するいかなる法律のもとでも対象者の支払能力又は公正価値について評価を行っていません。また、メリルリンチは、対象者及びその関係会社の財産又は設備の実地の見分を行う義務を負っていません。メリルリンチは、当社若しくは対象者によってメリルリンチに提供された又は当社及び対象者とメリルリンチとで協議した財務予測に関する情報について、それらが合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ対象者の予想される将来の財務パフォーマンスに関する当社及び対象者の経営陣の現時点で入手可能な最善の予測と判断を反映したものであることを前提としています。本分析は、別途記載のない限り、株式価値算定書の日付現在に存在し、評価しうる経済状況、財政状況、市場の状況、その他の事情、及び株式価値算定書の日付現在メリルリンチが入手している情報のみに基づいており、メリルリンチは、当該時点以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その分析を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。

メリルリンチは各分析及び考慮した要因の重要性及び関連性についての定性的な判断を行っています。したがって、メリルリンチは、メリルリンチの分析は全体として考慮される必要があり、すべての分析及び要因を考慮することなくその一部分を抽出することは、そのような分析及び意見の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあると考えています。分析を行うにあたり、メリルリンチは、当社、対象者、業界の業績及び規制環境、事業活動、経済、市場及び財務の情勢並びにその他の事項について多数の前提を置いており、その多くは当社にとって制御不能であり、かつ、複雑な方法論の適用及び経験則上の判断を伴っています。

メリルリンチの意見に至る過程及びその形成の基礎として用いられた株式価値算定書の作成に至る過程は、特定の状況に最も適切で関連性を有する財務分析方法に関する様々な決定及びそのような方法の適用を伴う複雑な分析過程であり、したがって、そのような意見及び分析は、容易に要約できるものではなく、また一部の分析結果の表明で代替できるものではありません。比較分析に用いた如何なる会社、事業及び取引にも、当社、対象者又は本件と同一のものはありません。また、これらの分析結果の評価は、すべてが数学的なものではなく、むしろ、財務上及び事業上の特性その他の要因であって関連取引、関係当事者の市場株価若しくはその他の価値、又は分析された事業セグメント若しくは取引に影響を及ぼしうるものについての複雑な考慮及び判断を伴うものです。これらの分析に含まれる評価及び個別の分析の結果としての株式価値の範囲は必ずしも実際の結果若しくは価値を示し、又は将来の結果若しくは価値を予測するものではなく、これらはそれらの分析が示すところよりも著しく異なる可能性があります。さらに、事業又は証券の価値に関する分析は価格の鑑定ではなく、事業、会社又は証券が実際に売却される場合の価格を反映するものではありません。このように、これらの分析及び評価には本質的に重大な不確実性が伴うものです。

本分析及び意見書は、当社による本公開買付けの実行決定の是非についてのメリルリンチの意見を述べるものではありません。本分析及び意見書は、当社及び対象者の従業員、債権者、株主若しくはその他の持分所有者又はその他の関係者に依拠されることを意図しておらず、また、メリルリンチは、本公開買付けの発表後若しくは完了後に取引される当社又は対象者の株式の価格について又は本株式交換に関連して一切意見を表明するものではありません。

本分析は、当社の取締役会が本公開買付けにおける買付価格を決定するに当たり考慮した要素のひとつに過ぎません。本分析及び意見書は、対象者の株主が本公開買付けに応募すべきか又は本件その他関連する事項（上述の、当社が意図している対象者の完全子会社化にあたっての手續を含みま

す。)についていかなる投票行動をとるべきか(反対株主として株式買取請求権を行使するか否かを含みます。)について対象者の株主に対して何らかの推奨を行うものではありません。対象者の株主は、本公開買付けに応募するか否かの判断において又はそれ以外のいかなる目的においても、本分析に依拠するべきではありません。

メルリンチは、本公開買付け及び上述の完全子会社化に関連して必要な当局その他の同意又は承認(契約上のものであるか否かに拘らず)を得る過程において、排除措置命令又は変更若しくは修正を含む制限が課されることにより、本公開買付け及び上述の完全子会社化が予定している利益に負の影響を与えることのないことを前提としています。

メルリンチは、本公開買付け及び上述の完全子会社化に関し、当社のフィナンシャル・アドバイザーであり、かかるサービスに対し、当社からその全額が本公開買付けの開始及び上述の完全子会社化完了をそれぞれ条件とする手数料を受領します。また、当社は、メルリンチの関与から発生する一定の責任に関して、メルリンチに補償することを合意しています。メルリンチは本件とは別に、過去において当社及びその関係会社に対して財務アドバイザー・サービス及び資金調達を含む金融サービスを提供し、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また、現在、当社及び対象者並びにそれらの関係会社に対して財務アドバイザー・サービス及び資金調達を含む金融サービスを提供している又は将来提供する可能性があり、また、かかるサービスの提供に対して手数料を受領することがあります。更に、メルリンチの通常の業務において、当社及びその関係会社の株式及びその他の証券並びに対象者及びその関係会社の株式及びその他の証券を自己及び顧客の勘定で頻繁に取引する可能性があり、従って随時かかる証券についてロング・ポジション又はショート・ポジションを有する可能性があります。

以 上